会 議 名 議会改革特別委員会

開閉日時 平成24年 5月 8日 (火)

午前10時00分~午前11時30分

会 場 委員会室

## 1. 出席者

1番 磯田義弘、 2番 黒川美克、 6番 幸前信雄、

9番 北川広人、12番 内藤とし子、13番 磯貝正隆、

14番 内藤皓嗣、16番 小野田由紀子

オブザーバー 議 長、副議長

### 2. 欠席者

なし

# 3. 傍聴者

柳沢英希、浅岡保夫、柴田耕一、杉浦辰夫、鷲見宗重、小嶋克文

4. 説明のため出席した者

なし

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

## 6. 付議事項

- 1 特別委員会第13回の検討結果について
- 2 議会報告会の最終事前リハーサル及び打ち合わせについて
- 3 その他

# 7. 会議経過

# 委員長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件について、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

## 異議なし

委員長 御異議なしと認め、副委員長の幸前信雄委員を指名いたします。

## 議題

1 特別委員会第13回の検討結果について

委員長 過日、議会改革特別委員会第13回検討結果について、配布させていただいておりますけども、何か御意見等がございましたら、お願いいたします。 よろしいでしょうか。

### 意見なし

- 2 議会報告会の最終事前リハーサル及び打ち合わせについて
- 3 その他

委員長 まず、本日は、前回に事前リハーサルを実施しましたが、そこでいただきました、御意見、見直し等を踏まえまして、再度、委員会報告について、順次、各委員会から本番用の事前リハーサルを行いたいと思います。その前に、前回、議長より御提案がありました、手話通訳の件について、議長から調整結果の御報告をお願いいたします。

議長 御提案をさせていただいて、皆さん方から御了解をいただいたものですから、早速、湯山町におみえの、野々山祐司さん、これは高浜市の手話のボランティアをやってみえる方ですけれども、この方にお願いをいたしました。快

く受けていただきました。当日は、一人という予定をしておりましたけれども、 手話の方いわく、とても 2時間を一人で手話はできませんということで、二人 をお願いすることにしました。日当のほうですけども、 2時間で、 5 , 0 0 0 円だと伺っておりますので、 2名で10 , 0 0 0 円。これが最大ということで すので、そのように予定をさせていただければ、ありがたいなと思っておりま す。読み合わせの原稿を事前に、委員長始め、それぞれの各常任委員長さんか らいただいた資料を、きょうのリハーサルを見させていただいて、訂正があれ ば、それを訂正させていただいて、きょうか明日には、御本人に事前の原稿を お渡ししてですね、下読みをしていただくというお話がしてありますので、ま た結果しだいで、出していただいた読み合せ原稿を訂正するという方は、お申 し出いただいて、訂正した部分を私のほうへ御提出いただければ、ありがたい なと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

委員長 議長より御報告いただきましたけども、御意見等ございましたら。

# 意見なし

委員長 よろしいですか。それから、事前にお配りしました、レイアウトにはありませんでしたけども、手話の方の立ち位置を司会者との反対側の位置にしたいと思います。そのすぐ前の席、要は、観客側の席ですね、会場にこられる方の。そこの席を、一席、3人ぐらいになると思いますけど、その手話の方の見やすい席が欲しい方用に、特別に空けておきたいと思いますので、簡単に言うと、会場から向かって正面、左側で手話の通訳の方にやっていただいて、そのすぐ前の席、一列を手話の方々を必要とされる方の席にするということで、これは、司会のほうからインフォメーションしていただくということにしたいと思います。そのような形でよろしいでしょうか。

### 異議なし

委員長 それでは、そのようにさせていただきます。各委員長さんにおかれま

してはですね、以下、議長が言われましたように、できれば明日の午前中ぐらいまでに、事務局のほうに当日の発表用の資料を、お持ちいただければと思います。これは、議長、文章のほうだけでよろしいですか。

議長 もう、事前には、いただいておりますので、事前に各委員長が出していただいたものを、事務局のほうから僕の方に出していただきましたので、それに大きく変わるようなことがあれば、訂正願いたいと思います。

委員長 わかりました。

議長 あればいいということですので、手話の方も。なくても多分やられると 思います。あればありがたいという状態ですので。

意(14) ちょっと確認のために、きのうでしたかね、何か資料で、ちょっと時間的にオーバーする議案があったものですから、一部説明をカットしたものですから、カットした部分は、除いていいですね。

議長 それでは、後で調整して。事務局がチェックしますから、カットしたものをいただきたい。

委員長 あまり、手話の方のことばかりを考えるとですね、逆にわかりにくくなってもしまってもいけないものですから、基本的には、市民の方々にわかりやすい言葉で御説明をいただくというのが基本ですので、そこのところを御理解いただきたいと思います。それでは、委員会報告のリハーサルを始めさせていただきたいと思います。まず、議会改革特別委員会から行なわせていただきます。

委員会報告の順に、各委員長が発表及び報告の仕方等調整。

(議会改革特別委員会 9分間(午前10時06分~午前10時15分))

(総務建設委員会 11分間 (午前10時17分~午前<math>10時28分))

(福祉文教委員会 8分間(午前10時29分~午前10時37分))

(予算特別委員会 9分間(午前10時38分~午前10時47分))

委員長 最終的な確認は後でもう一回させていただきますけど、皆様方にお諮りしたいことがございまして、例えば、質疑をそれぞれ各委員会報告の後に受

けます。そのときに、基本的な数値等の質疑が出た場合に、ある程度答えられ る準備もしておく必要があるのかなという気がいたします。例えば、予算のと ころで言うのであれば、民生費は総額いくらなんだとかいうような質問が出た りしたときに、ある程度答えられる準備もいるのかなという気がしますので、 それぞれの委員会の方で、特別委員会も常任委員会も含めて委員の方々は、3 月定例会の資料をお持ちになって、今一度、目を通していただいて、基本的に は委員長にまず振られると思いますけれども、答えられる方がいれば即座に答 えていただくという姿も必要なのかなという気がしますので、そこのところを もう一度資料等見直をしていただくことと、当日、必ずお持ちいただくことを お願いしたいと思います。それから、委員会報告、意見交換会での質疑とか回 答という、回答というのは、我々が答えるという意味ですけど、回答の中で、 ここの委員会を通して、きょう傍聴にすべての議員さん来ていただいておりま すので、再度確認をさせていただきたいと思いますけども、高浜市議会の、今 回の議会報告会においてのルールというものを、一度皆さん方、認識を統一さ せていただきたいということで発言をさせていただきます。基本的には、議会 報告会ですので、まず、第1部は、議会で議論されたことしか発言はできない はずなんです。委員会で議論されたこと、本会議で議論されたことは発言して もかなわないと思いますけれども、出てこなかったことに関しては、いくら議 会報告会で市民の方々から質疑を受けようとも、意見を受けようとも、議会と して議論がされていない。議論をされたという事実がなわけですので、報告会 で我々が回答するわけにいかないというふうに思います。ですから、そこのと ころをしっかりと御認識をいただきたいということが一つございますのでよろ しくお願いいたします。それからもう一つは個人的な意見でございますけども、 市民の方々からですね、例えば、これについては、どう思うんだと言うような 質疑が出た場合、個人的な意見が聞きたいとか、そういう質疑が出た場合もそ うですけども、今回の報告会、意見交換会の中では、個人の意見を言うのでは なくて、それ種に議会として議会の中で議論をさせていただくというような形 で受けとめさせていただく姿勢を示して終わりたいというふうに思っているの ですけれども、そのような見解の統一的なルールでよろしいでしょうか。

## 「異議なし」と発声するものあり

意(14) その辺のところは、司会者なりどなたかがうまくね、説明をして 市民の方に納得していただくような形で、我々に振らないようにお願いしたい と思います。

委員長 司会は副議長ですので、副議長と、もし何でしたら私のほうに振って いただければ、そのような一応、こういうルールのもとでやっていきますよ、 今回の報告会というのはあくまで初めての事ですので、スタイルを含めて今後 の参考にしていただく部分が多々あるということを、発言をさせていただくつ もりでいますので御了承いただきたいと思います。それから、もう一つ、市民 の方々の意見、質疑等発言をされる場合は、基本的にそこにもルールを設けさ せていただこうと思っています。これは司会である副議長とちょっと打ち合わ せをさせていただいた中で、やはり高浜市在住、在勤、在学の方に限らせてい ただくと。とめどなくというわけにはいかないものですから、時間に限りがあ りますので、在住、在勤、在学の方に限らせていただくということ、それから、 お一人、2分程度の発言でもって、1回に限るというようなルールを付けさせ ていただいたらどうかなというふうに思います。発言していただくときには、 無理がなければ、お住まいの町の名前と、お名前をちょうだいできればなとい うことを思っていますけども、これは無理強いはできませんので、一応そうい う形で司会のほうからインフォメーションをしていただいて、御意見をいただ く、質疑をいただくという形をとりたいと思いますけども、これはこのようで よろしいでしょうか。

#### 意見なし

委員長 よろしいですか。それではそのようにさせていただきます。後は、これもちょっと皆様方に御意見をちょうだいしたいんですけども、議会改革特別 委員会の委員会報告から入るんですけども、私がする報告するというのは、議 会改革の流れの中で、要は平成18年までさかのぼって、ずっと話をしていきますよね。そうするとそこで例えば、議員定数の問題ですとか、議員報酬の問題ですとかさまざまこういうことを話し合いましたよということを報告として言いますけども、これは、ここの委員会ではなくて、過去話し合いましたということで報告をするわけですけども、そこで、そういうような質疑が出た場合は、これは意見交換会のほうに再度振らせていただきますので、改めて、要は、議会の改革についてという意見交換の場がありますのでという形で振らせていただきます。あくまで、議会改革特別委員会の中で議論されたこと以外は、意見交換会のほうに振りますので、そこのところを御了承いただきたいというふうに思います。一応、思いついたところでのルール確認みたいな形でさせていただきましたけども、その他、何かこのような形のことで御意見ございましたら。

意(13) 今、委員長が、質問者の町内、例えば、沢渡の磯貝ですがという ことを、司会者のほうで、町名とお名前は、名字ぐらいは、当然しかるべきだ と思いますので、それは言っていただいて、強制できる、できないということ ではなくて、うちのルールだということでお願いできないかと思いますが、い かがですかね。

委員長 そのような御意見が出ましたけれども、そのような形でよろしいですか。

## 意見なし

委員長 いいですか。

意(6) 1点確認なんですけども、議会改革の経過みたいな話の質問が出たときには、意見交換会でということを、今、委員長おっしゃられたんですけども、これ過去の経緯の中でこういうことがあったという事実はお答えできると思うんですけども、これからどう進めていくかということは、検討させていただきますという話だけでとめるような話になると思うんですけども、スタンスは基本的に同じでいいんですよね。個人の意見を言うのではなくて、今までの

経過の中でこうなってきて、そういう質問に対しては答えていくべきだと思いますけども。これからどう進めていく、これからもっと減らせとかそういう話が出たときは、これは今後検討していきますという形のスタンスでお答えされるという理解でよろしいですか。

委員長 あくまで経過上出てきたお話は、できる範囲ではさせていただくつもりでおりますけども、今後、この今現状16人の高浜市議会議員の中で議論されていない部分に関しては、今後議論の種として聞きとらせていただくと、受けとめさせていただくというような形での答弁になるというふう思いますので、そのような形で進めていきたいと思います。

意(6) 来年以降も、議会改革特別委員会続けるかと思いますけども、そのときに今回出された意見で当然その従来でいうと当局からの提案に対する、議案に対する審議とあと陳情、請願に対するそういう審議、これは行ってきたんですけども、今回、新たにこの市民の方からいただいた意見で議会改革特別委員会という形になるのか、議会という形で検討されるのか分からないですけども、そういう検討の場を設けていくという進め方に変わってくるという理解でいいんですか。そういうふうに決まってはいないですけども、そういう受け答えされるということは、議会としての意見の集約が必要になる。当然、それは当局から何か出てくるわけでもなくて、やりますということを答えるのであれば、次回もしくはその検討の経過を、その次の議会改革、議会報告会。ここで答えていかざるを得ないわけですから、そういう進め方に変わってくるのかなという理解で、これよろしいですかね。

委員長 今のお話ですけども、議会改革特別委員会というのは、当然この後も 設置をされていきます。設置目的というのが、改革ということで終わりのない 部分がございますので、ただ、この今回の議会報告会で市民の方々からいただ いた御意見とこれはですね、例えば、議長あるいは議会改革特別委員長、それ ぞれ各会派の代表者の考え方もあると思いますので、それは改めてどうしてい こうかということは、アンケートの一番裏面に自由に書く欄もございます。そ ういった部分も含めてですね、どのような御意見をいただいたかということを まとめた中でどうしていくということ、その進め方、スタイルも含めてやって いけばいいのかなという気がするんですけども。でないと、現状ですね、ここの段階でそこまでを決めてかかるというのは、ちょっと何ですかね、勇み足かなという気がするんですけども、そこのところまでをですね、こういうふうに皆さんからいただいた意見はこうしますよという返答までしてしまうというのは、ちょっと危険かなという気がしないでもないですけども、何か御意見ございますか。

意(13) 副委員長が言われたのは、そうではなくて、細かいということではなくて、僕が理解するのは、市民のアンケートの中も含めて市民の皆さんの御意見が必ず出ると、出たものに対して必ず何らかの我々議会として、どういう形になろうが御返答は申し上げると、こういう僕は確認の意味での発言だと私思っているので、その細かいところは別としましてね、それは絶対やらなければいけないぞという認識かどうかとうことではないですか。

委員長 すみません、その件は後で言おうと。それで、その最後の確認事項で、 今、副委員長が言われたことですけども。いただいた意見、当然、その場で答 えられなかった部分それからアンケートでいただいた御意見に対してそれから アンケートの結果ですね、どういう方が見えていたかとかいろんな項目があり ますよね、それの結果。それは、当然、議会だよりとかあるいはホームページ とかで集計結果と、それからそれぞれの質疑に対しての回答を返していくとい うことは必要だと思います。ですから、それは最後にですね、こういう形でお 返しをしていきますよということを言わせていただくつもりですけども、それ でよろしいですよね。

議長 当然、それでいいと思いますけども、今、いただいた御意見、今後の御 意見は、ここの議会改革特別委員会で議論をしていくということでよろしいで すか。

意(13) それを、そのそういうことではなくて、今後、考える。そこに、 議会特別委員会にぼんとぶつけるということではなくて、改めてその出てきた 問題に対してというふうに、僕も思っているんですが、それは議会改革特別委 員会にぼんとぶつけてしまうのもちょっとつらいと思いますよ。

委員長 あの・・・

- 意(13) ただ、返答することは、しなければいけないので。
- 意(14) 今の磯貝委員の言われるのは、具体的な質問なり、要望に対しての答えは議会改革では答えられませんよね。だけど、議会報告会に対してのことは、いわゆるアンケートの結果とか意見の集約したものをフィードバックするというか市民に報告するというか、それは議会改革でやることですよね。それ自体は。
- 意(13) いや・・・
- 意(14) その二つは、分けて考えなければいけないのではないか。
- 議会改革の中で、逆にいうとどこで解決してもらうということを出 意 (6) しても、これは別に構わないと思うんですよ。だから、そこを仕分けるのが議 会改革特別委員会でやるのはいいと思うんですけども、例えば、合併の問題ど うしますかなんて話が出てきたときに、では、ここでやるんですかという議論 やられても、ここでそういうこと決めていくというよりも、また、ことの大き さだとかそれによって対応の仕方変わると思うので、それを一概にここで決め て出していいのかという問題出てくると思うんですよ。だから、どういう形で 対応していくというのこの場で決めるっていうのそれは構わないと思うんです けども、だから、ここですべて解決するのではなくて、どこかの委員会で解決 してもらう、全員で協議してやる必要がある、そういう振り分けをここでやら せていただいて、ここでできることをやればいいと思うんですけども、そうい うことで考えていければなというふうには思うんですけども、いかがですか。 委員長 それでは、一応まとめさせていただきますと、今、出てきている御意 見の中では、議会報告会の中で何らかの質疑、意見が口頭あるいは書面で高浜 市議会に向けて発せられるということが想定されます。そこで出てきたものに 関して、この議会改革特別委員会の中で案件ごとにそれをどこでどう処理する んだということも含めて決定をしていくと。そして、ここで解決する部分に関 してはここで話し合いをしていく、あるいは全員でやる、あるいは各派会議で やる、議会運営委員会でやる、各委員会でやる、各派の意見をまたどこかで持 ち寄るとかさまざまなことが想定できますけども、その仕分けを議会改革特別 委員会でさせていただくという形で、まず現状は、きょうの段階ではね。きょ

うの段階では、その認識統一をしていただくということでよろしいですか。

意(14) 確認ですけども、そのことを、来場された市民の方に一々約束的なことはしないですよね。基本的には議会改革に関する意見しか聞かないことになっているわけですから、それ以外の意見があったときに、それをどう、内々に受けとめてここでやるのか、その場で、検討させていただきますというようなことを言ってしまうのか、その辺が、司会者の対応が難しいと思うんですよね。

委員長 実はですね、私のところに、個人的にこういう質問をするからといっ て持ってこられた方がいるんですよ。これは条例の改正なんですよ、中身を言 うとね。これ議会に直接関係する条例ではないんですよ。ただ、市民の方の意 識は、議会の改革についての御意見をいただきますよと言ったら、議会がこう いうことに目を付けるべきではないかというのが、議会の改革だという目線な んですよ。ということは、極論を言うとですね、何を持っても議会の改革なん ですよね、市民の方々が言うのは。今まで議論がされていないのであれば、議 論することが議会の改革ではないかという理論がある限りは議会の改革になっ て、我々は、議会に対してものを言ってくださいということを言うと、お前達 は目のつけどころが悪いのではないかということが、議会の改革ということも あり得るわけです。ですから、今、言われたみたいに、何でもかんでも受け取 りますよという話は、これ危険だとは思いますけども、少なからずとも話し合 う場面というものはどこかに設けるということは当然必要だと思うんですよね。 あの、言われたことであれば。ただ、それが議員個人的に考えることなのか、 会派で考えることなのか、あるいは高浜市議会としてとらえることなのかとい う仕分けはさせていただきますと。ですから、個人的にそれをやるべきだと思 う議員さんがいて、高浜市議会としてやるというふうでなければ、その人は個 人的に議員として活動すればいいと思うんですよ、それをテーマに。と言うこ とは、僕はお約束できると思うんです、市民の方々に。

意(14) その考え方は、そもそも論というか、いわゆる議会がやる、その 広報、公聴のね、部分として、要求、市民からは要求されるというか、求めら れると思うけども、この最初の第1回目の報告会は、そういうことはやらない よということからスタートしているものですから、今、ここにきてその意見の 内容によっては受け入れるというか、形に、ちょっと変わってきたのかなとい う気がしたものだから、ちょっと確認のためにね、聞いているんですよね。

委員長 そういう変わってきたという意味ではなくて、こういう受けとめ方で すよということを市民の方にお伝えをするということで。

意(14) あの、市民については・・・やむを得ないというかいいと・・・ 司会者に・・・

委員長 確かに。責任というか、正副議長に。

意(6) 逆に、委員長が言われたように、当日の答えは、各、その議論していないことは、私答えるつもりないですけども。今後どうするというのは、総括してその議会改革の委員長か司会者の方が答えていただかないと、これはお答えようがないというか、そうなってしますと思うんですよ。だから、そこのところはそういうふうにうまく対処していただいて、持ち帰って今後どう対応するか検討するということをお伝えすれば、その場はそれでいいのかな。それを確実にどうフィードバックするというところを、終わった後に議会改革の中で一度話し合って、どうしていくというのを一覧か何かでそれをまとめていって、それを提示できれば、それはそれで正解なのかなと思うんですけども。

委員長 それでは、今、私が言った形でよろしければですね、私のほうから発言をさせていただきますので、少なくとも、やはり特別号になるのか通常の議会だよりになるのかわかりませんけども、そこの部分とそれからホームページがございますので、そちらのほうでアンケートの集計結果は確実にまず出せますよね。それから、簡単にというと失礼ですけども、お答えができる範囲のもの、お答えがすぐ出せる範囲のもの関してはについては、その場というか、議会だよりとかホームページで皆さん方にお答えをするという形をとっていくという話をさせていただきます。そういうふうでよろしいですか。

意(13) 知立の2回目。内藤さん。あのときに相当怒られてたですよね。 結果が出ていないではないか、報告がないではないかと言って、その1回目の ね、検討します、検討しますと言いながらいつやったんだ、あなたたち。と言 って、相当言われておったですね。要はそこなんで、タイムリーに私どもも出 していかないと、その内容にはよると思いますよ。では、どこに出すのだ。では、その「ぴいぷる」や何だかんだ、ホームページでも見るものがいるのかいないのかといって、この間もそういう話もあったと思いますが、知立で。

- 意(14) 知立は、出してない。
- 意(13) だからこそね、僕、逆に町名とお名前ぐらいはきちんと聞いておいてもらって・・・
- 意(14) そこまでどうかな。
- 意(13) いやいや、だから、僕はもううちのルールとして、きちんと・・・ 意(6) 発言権。
- 意(13) 発言する人は、してくださいよと。僕はもうそれは絶対にね、お願いしたいと思います。

委員長 ですから・・・

意(13) 逆に、その例えば、ワンポイントでその人に持っていけば、その人も納得するわけだもの、実は。その、例えば、内藤さんの地域の近くにおられる方、あるいは内藤皓嗣さんのその支援者の方が言われるのであれば、内藤さんがちょっと行って、こういうことだよといって説明してきてくださいと言って、それで済んでしまうわけなんですよ。こういうふうで、うちは動いていますからとかね、だから、そういう意味で一つは、その匿名という意識は一つ外していただいたほうが、僕はいいと思います。今回の議会報告会はね。

委員長 ですから、それはお名前をいただくということですけども、個別に返すということはしませんよ、一切。個別には一切返しませんので。

- 意(13) だから、知立を考えると、相当言われておる。
- 意(14) もう一つ、最終的なやはり決定権というかその返答というのは、 やはり、この議会報告会というのは、議長の名においてやるんだと思うんです よね、ですから、議長が出てしまうとそれが最終結論になってしまうから議長 はちょっと置いておいて、ナンバー2ぐらいが返答しておくのがいいと思いま すよ。だから、副議長であるとか委員長であるとかがね。本当は、議長が何か 最終的な決断をしなければいけないときは、議長が決断すると思うんですよね。 何か返答するのにね、僕はそう思うですよ。それはそう、議長はその皆の意見

を聞かなければ返事ができなければそうかもしれませんけれど、最終的には、 どんな場合でも議長が最終的な結論を出すというか、あるいは決定権を持って いるわけだもんですから、ただ、決定するのに単独では今までやっていないで すよね、どんな場合でも、議運に諮るとか各派会議に諮るとかやってますから いいけど、最終的には、僕、議長にあると思うんですよ、その権限とか責任と いうのはね。それを踏まえた上で、副議長が対応するあるいは委員長が対応す るということになると思うんですよね。その形というかスタンスというか、僕 はそういう認識しておるんですよね。

意(13) それの・・・

委員長 それは、だけど・・・

意(14) とにかく・・・

委員長 当日の話。

意(13) 当日はね。

意(6) その受けてきたものを、議長に全部ぶつけてしまうということですか。

意(14) ぶつけない。

意(6) いや、だから、この場で話して、どう対応していきましょうという ことを、決めていきましょうという話ではないのかなと思って聞いていました けども。

意(14) それはだから、例えば、難しいときには議長に、ちょっと一言こういうふうに言うぐらいのことではないですか。議長もこれは違うぞというふうに言ってもらえばいいことで。

意(6) いや。

意(13) 最終的に、その報告、議会としての報告の最終責任者というのは、 僕は議長にあると思います。当日の采配の云々は、その今の内藤さんの論法で いくと、その議長が、その正直言いまして、能ある鷹ですから、爪を隠してお られるものですから、どんどん言ってもらえればいいと思うんですよ、ただ、 その皆でしていないので、ここまでしか言えませんということはあるとは思い ますけどね。だけど、その部分は、そんなに内藤さんが言われるほどのことで もないなと思うわけですけど。

意(14) いや、そういうのは、内諾という。

意(13) はい、はい。

意(14) 議長としてね。

議長 私の感覚でいくと、御質問があった場合は、それぞれの委員会のところでもし答弁ができるなら、答弁していただく。それにフォローで、それにたけた委員さんがみえれば、それに対して御答弁いただく、さらに議長はどう思うという御発言があれば、私は当然答える必要があると思いますけども。なるべくなら、各委員会で議論されたところで、各委員長を中心に御答弁いただければ一番ありがたいかなと思うんです。最終的には私が出ますけども、特に大きな今の合併の問題であるとか、焼却の問題であるとか、まだ委員会にもかけていないような御意見が出た場合は、当然僕が出ていって、今はまだ議論の最中であるとか、まだ議論をしていないとか、こういう段階であるということを答弁して、返答するしかないのかなというふうには思ってますけども。ですから、各委員長を中心に御答弁いただければ、各委員の中で御答弁いただければありがたいなと思ってますけども。

委員長 基本的に、今回の意見聴取をすることに関しては、所管割りをしていないものですから、我々がやろうとしている議会報告会は。ですから、先ほど言ったように、市民の方々からいうと、どんなことでも議論をしていないならそれを議論するのが議会の改革だろということで言われる可能性があるので、実際にそういう声がもうあるんですから、だから、それは議会改革ではありませんと言ってね、その場で切ってしまうということは、逆にいうと議会改革というテーマが大きすぎた感もあるんですよ。逆にとらわれる方もみえるので、ですから、今、議長が言われたみたいに、基本的には各委員会報告に対しての質疑、意見は各委員会のほうで、まずもって答弁に努力すると。高浜市議会としてどうなんだということは、当然議論されていないことは発言できませんので、これに関しては議論する場をどのようにするかを、また議会改革特別委員会の中で検討させていただくというような答弁で終わらせていただくということになると思います。そうすると先ほど言ったように、次回からのこの報告会

が終わってからのこの議会改革特別委員会が皆さん方からいただいた意見の仕分け場になっていくということになると思いますので、そのようなスタンスを市民の方々にはお伝えするということでよろしいですか。

# 意見なし

意(12) 議会改革についての質問を受け付ける。その前にこの報告についての質問を受け付けるというのがあると思いましたけど、それはあるんですよね。

委員長 あります。

意(12) 議会改革についての質問を受け付けるというのは最後にあって、 その場合にそういうことがよくわからなくて意見が出るかもしれないと思うん ですが、そういう場合はどういうふうにするんでしょうか。

委員長 今、一応検討しているのは、司会者のほうで、要は副議長が司会にな りますので司会者のほうで、例えば、個別の案件を言われる方がみえると、例 えば、うちの前のどぶがね、こんなふうだから何とかしてくれとかいうような 意見が出た場合は、これはもうとてもではないけどそれに対応するような会で はないものですから、個別案件は、この場では受け付けるあれはありませんと いうことで、司会のほうで切っていただくような形をとると思います。それか ら、例えば、その議会の改革についてであっても、それが、この場で返答がで きるもの、できないもの多々あると思います。そういった部分に関しましては、 これも司会の部分で収まるのかあるいは特別委員会に振られるのか、議長に振 られるのか分かりませんけども、答えられる範囲の中でお答えをしていくとい うことになると思いますけど。あくまで、何せ、いろんなところに、皆さん方 もそうですけども、議会報告会の見学とか何か行っていただいているんですよ ね。行っていただいているんですけども、どれが正しいやり方かはだれもわか らないんですよ、正直言って。どういう意見が出るかも、明けてびっくりの多 分状態だと思いますので実際やって見ないと分からない。要は、何人集まるか も予測のつかない中でやるわけですので、まず我々は議論したことを皆さん方

に分かりやすく出前議会のごとくお伝えするということを基本姿勢にもってい くということで、5月12日には望みたいなというふうに思いますので、その ような形で御理解をいただきたいと思います。それでは、確認事項の部分に関 しましてはよろしいですかね。5月11日の夕方4時に集まっていただきまし て、多分、荷物を運ぶだけではなくて、資料のホチキスとめだとか、結構作業 がありますので、お時間のある方はしっかりと出てきていただきたいと思いま す。よろしくお願いいたします。それで、11日の日に備品類を全部、中央公 民館の事務局のほうに預けていきますので。それで、次の日、5月12日の午 前10時に集合していただきまして、1階に集合していただいて、備品といす を3階まで上げるというところから作業が始まります。それから、最終確認で すけども、12日の昼食に関しましては、そこの1階の喫茶店「こざくら」さ んがありますけども、そちらのほうの弁当が650円だったかな、予約をしま すので、きょうの段階で弁当がいる方は事務局のほうに申し出てください。数 を確定して向こうに事前に注文しておきますので、よろしく願いします。支払 いは当日、個別でお願いいたします。それから後は、当日、議会のほうはまだ クールビズになっておりませんので、ネクタイ着用、上着着用でバッチとそれ から夏のときにおつくりしました首からさげる名札を必ず着けてきていただき たいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。5月12日の1 0時から準備とリハーサルということで進めてまいります。最終確認のほうで すけども、よろしいですか。

議長 先ほど少しお話をさせていただいたように、がれきの問題であるとか、 ごみの問題であるとかというのは、衣浦衛生組合という議会があるものですか ら、ここの問題は、答弁ですね、我々がやるのか、その衣浦衛生組合議員さん がその問題に対して対処して答えていただけるのか。

意(14) それは、碧南市。

議長 いや、がれきの問題とか、ごみの問題とか。

意(6) 少なくとも、ちまたではそういう話がくる、新聞には情報出ていますけど、議会の中で、それ真剣に議論したことないですから結局持ち帰って、 そのきっと言われるのは高浜市議会としてどう対応するんだということ問われ るんで、衣浦衛生組合どうのこうのこれ別の話だと思うんで、高浜市の議会と してどうするんだということ多分質問はそうだと思うんですよ。どこでどう処 理するなんて彼ら関係ない話ですから。だから、うちの中に持ち帰ってどう検 討するかということだと思います。

意(13) がれきについては、一つは衣浦衛生にぶつけるということではな くて、うちの議会からそれではそっちに任せよという議論をしてからそっちへ 持っていくなら、僕はもうそれは理解できると思うんですが、今のところは、 そうではなくて、今、副委員長が言われたように高浜市議会としてどうなんだ という議論に当然市民の方もお思いだと思っていますので、それについては 我々もやっていないわけですから、ただ、うちの会派の中ではね、そんな話の 中でよその市町の情報、例えば、豊田と蒲郡は議会の決議に出します。当然、 最終処理場をお持ちのところです。愛知県の中から2市が実際に手を上げられ て、豊田さんについては、議員が二班に分かれて現地の調査に入っておられま す。そういう段階の中で、私どもは碧南をないがしろにして、私どもだけ走る ということは多分できないのかなということを思っていまして、うちの会派の 中では、よその市町のあるいは、また県のほうのそういった進み具合あるいは 資料集めを、お願いを、今、しているところであります。ですから、全体とし ては、まだこれがですね、やっていないということ、状況ですから、当然その それ飛び越えて、その議長がおっしゃっているのはそういうことではないと思 いますけれども、一回ここで俎上に上げて、あるいは、またこれで16日過ぎ ますと、これ私の私案ですけど、うちのほうの議会から碧南市議会に申し入れ ですよ。どうでしょうかと。特に中電ということが挙がっていますのでね・・・ 委員長 ちょっと、とりあえず。

意(13) それぐらいで。そういうことです。

委員長 がれきの話は関係なく、ここでは関係ないものですから。基本的に、 がれきの話とか何かと、今、議長から言われたんですけども、わかりやすいと いう意味でそれをテーマに今出されたと思いますけども、基本的に当日は、議 会として議論されていないことは、していませんということしか言いようがな いものですから、これは議長さんのほうで腹くくっていただいて、高浜市議会 として議論したことはありませんということを言っていただければいいと思うんですよ。今後どうするかということに関しては、きょう種をいただいたので帰って議会改特別委員会の中で、皆さん方からいただいた種を割り振って、どこで議論するかを決めてそれで議論を進めていくというような答弁をしていただければ結構かなというふうに思いますけども。

議長 だから僕は、ルール的にね、だれが答えるかなということ。だから私と しては、議会としてはまだ議論をしていないということで答弁すれば、私の立 場で議論すればいいわけですね。実際、内藤皓嗣さんが衣浦衛生組合の議長さ んをやってみえるので、そういうところも・・・

委員長それは、伏せておいていただいたほうがいいのではないですか。

議長 そういう答えをいたします。

委員長 あくまで、高浜市議会ですので。

議長だけど、議会があるものだから。

意(14) 先に言われた、その前に資料をね、委員会ごとで調達してくださいということだったんですけど、250部というと大変なんですね、ホチキスでとめるのも、ここ順番に並べて、それで、私は予算もあるし、議会もあるし、総務もあって三つの委員会に関わっているんだけど、ちょっとこう手分けしてね、具体的に先ほど4時に集まってどうこう言われたけども、4時では遅いような気がするんですけども。だから何か、そのほかの傍聴してみえる方も含めて全員で何かやるようにしていただきたいなと思います。手分けして。

委員長 基本的に、委員会でやってください。委員長ではなくて、委員長が指導して委員会のほうに割り振りを出していただければ結構と思いますので、お願いいたします。基本的には、4時に集まっていただくのは、備品を向こうへ運ぶよというのが基本ですので、まずは。一応そのような御理解でお願いしたいと思います。

意(6) 各委員会ごとばらばらな形で、きょうのこの皆さんにお配りした資料、この形で当日お配りするのか、これをワンセットにして配ってアンケート用紙と二種類を渡すような形のそういうやり方されるのか、これはどうなるんですか。

委員長 一応基本的には、配るものは、3月定例会の5月号の議会だよりと議会改革特別委員会の報告、総務建設、福祉文教、予算、アンケート用紙、これだけです。ですから、これを議会だよりと報告会の資料とアンケートと、それから鉛筆がありますので、それを山にしておいて、ワンセットにして渡すと。議長 これをまた綴じると。

委員長 綴じない。だから、各委員会ごとに綴じていただければいいです。封 筒に入れたりだとか、そういうことも一切いたしませんので。もし、資料が見 にくいだとかね、これだけ資料があるなら封筒ぐらいに入れろとかという意見 があれば、それはまたいただいた後に、検討するということでいいのではない かと思います。それでは、よろしいですか。

## 意見なし

委員長 次回の特別委員会の開催日の調整ですけども、これは、臨時会もございますので、その後ということで、きょうは決定をいたしませんが、よろしいですか。

## 意見なし

委員長 それから、議会報告会の開催経費に関しましては、取りまとめをさせていただいて議員研修のときと同じように全部支払いとか全部終わった段階で、各会派のほうに、こういう一人頭これだけの金額になりますよということでお渡しいたしますので、ボックスのほうに入れさせていただきますので、そのような形でよろしいですか。

# 意見なし

委員長 それでは、政務調査費を使って、各派所属議員割という形で、議員数割でやりたいと思います。経費の報告に関しましては、各派のほうにそれぞれ

書面でもってお渡しするということにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。その他、何かございましたら。

意(14) 5月11日、午後4時に運ぶのにここに集合ということですけども、総務建設委員会の皆さんと予算特別の皆さんで、都合のつく方は3時に事務局へ集合して綴じますので、できるだけ御協力していただきますようお願い申し上げます。

委員長 それでは他になければ、これをもって議会改革特別委員会を終了させていただきます。本日は、ありがとうございました。

閉会 午前11時30分

議会改革特別委員会 委員長

議会改革特別委員会 副委員長